

国立大学法人京都大学固定資産管理規則新旧対照表

改正前		改正後	
(前略)		<p>附則 この規則は、平成25年5月20日から施行し、平成25年4月1日から適用する。</p>	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
固定資産管理単位	固定資産管理責任者	固定資産管理単位	固定資産管理責任者
文学研究科・文学部	研究科長	文学研究科・文学部	研究科長
(中略)			
文化財総合研究センター	センター長	文化財総合研究センター	センター長
カウンセリングセンター	センター長	国際高等教育院	教育院長
(中略)		カウンセリングセンター	センター長
情報部	部長	情報部	部長